

令和2年8月17日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金の交付に係る事務手続きについて

日頃は、県の障がい児福祉行政に格別なご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、県では、先にご案内しておりますとおり、本年4月から5月にかけて県が発令した新型コロナウイルス感染症非常事態宣言に伴う指定障害児通所支援事業所に対する休業要請又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定による事業所に対する施設の使用制限等の要請（以下「休業要請」と総称する。）の後に、事業所が行う障害児に対する継続的な支援に支障が生じないようにすることを目的とした事業所への支援を市町村を通じて行います。

市町村が当支援による補助金を交付するに当たっては、県内市町村の児童が、休業要請に伴い本来の支援利用予定日に支援を利用しなかった日数等を把握し、対応する必要がありますがございましたので、市町村から依頼がありましたら更なるご協力をお願いいたします。

記

【留意事項】

市町村ごとに補助金申請の期限や申請様式は異なります。

詳しいスケジュール等は通所支援サービス利用児童の支給決定市町村にお尋ねください。

【添付資料】

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業実施要綱

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金について

| | | | |
|--------|--------------------------------|----|----|
| 担当所属 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援係 | | |
| 係長 | 堀部 | 担当 | 井藤 |
| 電話番号 | 058-272-1111 内2619 | | |
| E-mail | ifuji-tsuyoshi@pref.gifu.lg.jp | | |